○経済産業省令第九十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十二条第一項の規定に基づき、電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業託送供給等収支計算規則の一部を改正する省令

電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（託送供給等収支の整理等） **第二条**　一般送配電事業者（以下「事業者」という。）は、法第二十二条第一項の規定により、一般送配電事業の業務（その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「託送供給等の業務」という。）に関する会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う託送供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式第一に整理しなければならない。 ２　［略］	（託送供給等収支の整理等） **第二条**　一般送配電事業者（以下「事業者」という。）は、法第二十二条第一項の規定により、一般送配電事業の業務（その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「託送供給等の業務」という。）に関する会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う託送供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式第一に整理しなければならない。 ２　［略］
（振替供給等収支の整理等） **第六条**　送電事業者は、法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十二条第一項の規定により、送電事業の業務（その他変電及び送電に係る業務（以下「振替供給等の業務」という。）に関する会計を整理しようとするときは、当該送電事業者が行う振替供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第二に掲げる基準に基づき、様式第二に整理しなければならない。 ２　［略］	（振替供給等収支の整理等） **第六条**　送電事業者は、法第二十七条の十二において読み替えて準用する法第二十二条第一項の規定により、送電事業の業務（その他の変電及び送電に係る業務（以下「振替供給等の業務」という。）に関する会計を整理しようとするときは、当該送電事業者が行う振替供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第二に掲げる基準に基づき、様式第二に整理しなければならない。 ２　［略］
別表第１（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．～７．　［略］ ８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により超過利潤計算書を作成すること。ただし、税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）については、６．の規定により整理された税引前送配電部門当期純利益（又は税引前送配電部門当期純損失）に、超過契約額（委任又は請負の契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下第６表において同じ。）を加算した額とし、特別損益については、６．の規定により整理された特別利益から６．の規定により整理された特別損失（災害に伴う特別損失を除く。）を控除した額とすること。 ９．～14.　［略］ **様式第１**（第２条関係） 第６表 （記載注意） １～３　［略］ ４　一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額（超過契約額に係る帳簿価額を除く。）を平均した額（以下「平均帳簿価額」という。）に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（平成24年７月25日以降改正法第１条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第19条第１項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第１項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第５項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第19条第２項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第24条の３第１項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。））を乗じて算定すること。 ５～９　［略］	**別表第１**（第２条関係） 事業者に係る託送供給等収支配分基準 １．～７．　［略］ ８．６．の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第１第５表により超過利潤計算書を作成すること。ただし、特別損益については、６．の規定により整理された特別利益から６．の規定により整理された特別損失（災害に伴う特別損失を除く。）を控除した額とすること。 ９．～14.　［略］ **様式第１**（第２条関係） 第６表 （記載注意） １～３　［略］ ４　一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下「平均帳簿価額」という。）に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（平成24年７月25日以降改正法第１条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第19条第１項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第18条第１項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第５項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第19条第２項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第24条の３第１項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）乗じて算定すること。 ５～９　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気事業託送供給等収支計算規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る一般送配電事業の業務（その他の変電、送電及び配電に係る業務に関する会計の整理について適用する。